

新潟市水道技術管理補助者の職務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程（平成21年新潟市水道局管理規程第10号。以下「規程」という。）第4条に規定する水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助者)

第2条 補助者は、営業課長、計画整備課長、管路課長、給水装置課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長をもってあてる。

(補助者の職務)

第3条 補助者の職務は、次の表に定めるところによる。

職務	補助者
規程第3条第1項第1号に規定する職務 （水道法第5条関係）	計画整備課長、管路課長、給水装置課長、 浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所 長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、 西蒲工事事務所長
規程第3条第1項第2号に規定する職務 （水道法第13条第1項関係）	計画整備課長、管路課長、給水装置課長、 浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所 長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、 西蒲工事事務所長
規程第3条第1項第3号に規定する職務 （水道法第16条関係）	営業課長、管路課長、給水装置課長、中央 工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事 事務所長、西蒲工事事務所長
規程第3条第1項第4号に規定する職務 （水道法第20条第1項関係）	水質管理課長
規程第3条第1項第5号に規定する職務 （水道法第21条第1項関係）	浄水課長
規程第3条第1項第6号に規定する職務 （水道法第22条関係）	浄水課長、水質管理課長
規程第3条第1項第7号に規定する職務 （水道法第22条の3第1項関係）	計画整備課長、給水装置課長、浄水課長
規程第3条第1項第8号に規定する職務 （水道法第23条第1項関係）	計画整備課長、管路課長、給水装置課長、 浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所 長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、 西蒲工事事務所長
規程第3条第1項第9号に規定する職務 （水道法第37条前段関係）	計画整備課長、管路課長、給水装置課長、 浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所 長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、 西蒲工事事務所長

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助者に関し必要な事項は、技術管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。